

お客さま 各位

水島信用金庫

「未利用口座管理手数料」新設のお知らせ

平素は、格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、水島信用金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し、2021年4月1日（木）以降に新規開設いただく口座に適用させていただきます。

お客さまにおかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げますとともに、引き続きご愛顧のほど、あわせてお願い申し上げます。

1. 「未利用口座管理手数料」新設の目的

- (1) ご利用のない口座について、再活用によるお取引の再開をお勧めするため。
- (2) ご利用のない口座が不正利用されることによるお客さまの被害を防止するため。
- (3) ご利用のない口座の管理に要している最低限の費用をお客さまにご負担していただき、常日頃より当金庫をご利用いただいているお客さまへのサービス維持・向上を図るため。

2. 対象となる口座

2021年4月1日（木）以降に口座開設し、最終取引日から2年以上決算利息以外のお預け入れまたは払戻しがない普通預金口座、貯蓄預金口座。

※普通預金口座は、総合口座、決済用普通預金口座、通帳レス口座を含みます。

※盗難、紛失などによりご利用が停止されている口座も対象となります。

ただし、以下の場合、対象外となります。

- (1) 当該未利用口座の残高が10,000円以上である場合
- (2) 定期性預金および預かり資産（投資信託、保険、債券等）のお取引がある場合
- (3) お借入がある場合

3. 未利用口座管理手数料

年間1,320円（税込）

- (1) お客さまの口座が未利用口座となった場合、取引状況をお知らせする文書をお届けのご住所あてにご案内させていただきます。
- (2) ご案内を差し上げてから約3か月経過後も該当口座に入出金等のお取引がない場合、未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3) 残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった場合、預金残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、当該口座を自動解約させていただきます。
なお、充当した未利用口座管理手数料のご返却および解約口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

本手数料はあくまでも2021年4月1日（木）以降に開設され、2年以上お取引のない「未利用の状態となった普通預金口座及び貯蓄預金口座」が対象ですので、常日頃の入出金や、口座振替等をご利用いただいている口座が対象となることはありません。

2021年3月31日（水）までに開設された口座は、本手数料のご負担はありません。